

議案第70号

加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について

加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙  
のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する  
条例

(加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年加西市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項後段を削る。

第19条第1項中「、給与条例第29条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合については、当該パートタイム会計年度任用職員が任用された年度の4月1日における給与条例第29条第2項に規定する割合とし」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

会計年度任用職員給料表

号給	給料月額
1	162,100
2	163,200
3	164,400
4	165,500
5	166,600
6	167,700
7	168,800
8	169,900
9	170,900
10	172,300
11	173,600
12	174,900
13	176,100
14	177,600
15	179,100
16	180,700
17	181,800
18	183,200
19	184,600
20	186,000
21	187,300
22	189,600

23	191,800
24	194,000
25	196,200
26	197,900
27	199,400
28	200,900
29	202,400
30	203,800
31	205,200
32	206,600
33	208,000
34	209,300
35	210,600
36	211,900
37	213,200
38	214,400
39	215,600
40	216,700
41	217,800
42	218,900
43	219,900
44	220,900
45	221,800
46	222,700
47	223,600
48	224,500
49	225,400
50	226,300
51	227,200
52	228,100
53	228,900
54	229,800
55	230,700
56	231,500
57	231,800
58	232,600
59	233,300
60	233,900
61	234,500
62	235,200

63	235,800
64	236,300
65	236,800
66	237,300
67	237,800
68	238,400
69	238,900
70	239,400
71	239,900
72	240,400
73	240,900
74	241,400
75	241,800
76	242,300
77	242,800
78	243,300
79	243,800
80	244,300
81	244,700
82	245,200
83	245,600
84	246,000
85	246,400
86	246,800
87	247,200
88	247,600
89	248,000
90	248,500
91	248,800
92	249,100
93	249,400
94	254,900
95	255,600
96	256,700
97	257,900
98	259,000
99	260,200
100	261,400
101	262,500
102	263,600

103	264,700
104	265,800
105	266,900
106	267,900
107	268,900
108	269,900
109	270,900
110	271,800
111	272,700
112	273,600
113	274,500
114	275,400
115	276,300
116	277,200
117	278,100
118	279,000
119	280,000
120	281,000
121	281,900
122	282,800
123	283,300
124	284,000
125	284,700
126	285,600
127	286,600
128	287,400
129	288,200
130	289,000
131	289,700
132	290,200
133	290,600
134	291,000
135	291,200
136	291,500
137	291,700
138	292,000
139	292,200
140	295,100
141	296,700
142	298,200

143	299,800
144	301,300
145	302,800
146	304,400
147	306,000
148	307,600
149	309,100
150	310,000
151	311,500
152	313,000
153	314,600
154	316,200
155	317,800
156	319,300
157	320,800
158	322,200
159	323,400
160	324,500
161	325,600
162	326,300
163	327,200
164	328,000
165	328,800
166	329,600
167	330,000
168	330,600
169	331,300
170	332,100
171	332,800
172	333,500
173	334,100
174	334,600
175	335,200
176	335,700
177	336,300
178	336,600
179	337,100
180	337,500
181	337,900
182	338,300

第2条 加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第10条の2 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例第30条の規定を準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第19条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第19条の2 給与条例第30条の規定は、任期の定めが6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第30条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは「勤勉手当基礎額」とし、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（報酬が日額又は時給で定められている者にあつては、それぞれの基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額）」とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(加西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 加西市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年加西市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年加西市条例第4号）の一部を次のように改

正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「地方公務員法」の右に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

(加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 加西市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年加西市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第21条中「、第13条及び第16条」を「及び第13条」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の加西市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、報酬が日額又は時給で定められているパートタイム会計年度任用職員にかかる改正後の会計年度任用職員給与条例の規定に基づく給与と内払との差額にあつては、市長が別に定める方法により相当額を報酬として支給する。



(審議資料)

会計年度任用職員の給料等について、令和5年人事院勧告に準じた一般職の職員の給与改定を踏まえた引上げ改定及び地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給できるよう所要の改正を行うもの。

**【概要】**

(1) 給料表の改定（第1条関係）

- ・一般職の給料表改定に準じた給料表の引上げ改定（平均 5.2%、最大 12,000 円）
- ・施行日：公布の日（令和5年4月1日に遡及適用）

(2) 勤勉手当の新設（第2条から第5条関係）

- ・令和6年6月期から、新たに勤勉手当を支給する。（支給月数は一般職と同じ）
- ・施行日：令和6年4月1日